
第1回 能代市デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画検討委員会

能代市地域情報課
令和8年6月30日(火)

次第

- 1．開会
- 2．委嘱状交付
- 3．市長あいさつ
- 4．能代市DX推進計画検討委員会について
- 5．委員長及び副委員長の選任
- 6．議事
 - (1)次期計画策定の進め方について
 - (2)現行計画期間中の取組について

次第

7. 基調講演

講師：総務省地域情報化アドバイザー 白井 芳明 氏

題目：自治体DX 庁内の取組が住民の満足につながる
～実感できるDXへ～

8. その他

9. 閉会

1．開会

2．委嘱状交付

3．市長あいさつ

4．能代市DX推進計画検討委員会について

4. 能代市DX推進計画検討委員会について

令和8年6月11日
告示第113号

能代市デジタル・トランスフォーメーション推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 能代市デジタル・トランスフォーメーション推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関して、デジタル・トランスフォーメーションに関する知識経験を有する者の意見等を反映させるため、能代市デジタル・トランスフォーメーション推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(意見及び助言)

第2条 市長は、推進計画の策定に当たり、推進計画全般に関することについて委員に意見及び助言を求める。

(組織及び委員の任期)

第3条 検討委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他デジタル・トランスフォーメーションの推進又はデジタル技術の活用に関し知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から推進計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第6条 委員が会議に出席したときは、能代市職員等の旅費に関する条例（平成18年能代市条例第38号）第3条第4項及び能代市職員等の旅費に関する規則（平成18年能代市規則第42号）第3条の規定により、費用弁償として旅費を支給する。この場合における旅費の計算については、同条例第8条第1項第5号に規定する市長等以外の職員の出張の例に準じて行うものとし、委員以外の者が会議に出席したときもまた同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画部地域情報課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月11日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、推進計画策定の日限り、その効力を失う。

4．能代市DX推進計画検討委員会について

委員の費用弁償

(費用弁償)

第6条 委員が会議に出席したときは、能代市職員等の旅費に関する条例第3条第4項及び能代市職員等の旅費に関する規則第3条の規定により、費用弁償として旅費を支給する。～略～

- 検討委員会設置要綱第6条の規定により、市職員の旅費に関する規定に準じた旅費を支給いたします。
- 公共交通機関を利用した場合はその実費を、私用自動車を使用した場合はその移動距離が片道2km以上の場合に、1kmにつき20円の交通費相当額を支給いたします。

5．委員長及び副委員長の選任

6. 議事

(1)次期計画策定の進め方について

(2)現行計画期間中の取組について

6. 議事 (1)次期計画策定の進め方について

次期計画策定の背景

- 令和2年の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、行政手続や行政サービスのデジタル化の必要性が全国的な課題として認識されました。
- こうした状況を踏まえ、国は令和2年12月に「自治体DX推進計画（計画期間：R3～R7）」を策定し、自治体におけるDX推進の方向性を示しました。
- 市ではこれを参考に、令和4年度に、市の最上位計画である第2次能代市総合計画の推進を支援する計画として「能代市DX推進計画（計画期間：R5～R7）」を策定し、市民サービスの利便性向上と行政運営の効率化に取り組んできました。

6. 議事 (1)次期計画策定の進め方について

次期計画策定の背景

- 国の自治体DX推進計画は令和7年12月に改定されました。
- 秋田県においても、令和8年3月にDX推進計画を改定しています。
- 市においても、国の計画改定内容を踏まえるとともに、地域課題への対応や様々な意見を反映しながら次期計画を検討するため、現行計画の計画期間を1年間延長しました。
- 令和8年度を次期計画の策定期間としています。

6. 議事 (1)次期計画策定の進め方について

次期計画策定の基本方針

- 国の自治体DX推進計画は、令和7年12月の改定において、DXが中長期的かつ継続的な取組であることなどを踏まえ、計画期間を設けない計画体系へ見直されました。
- 一方で、自治体が計画的にDXを推進できるよう、おおむね5年間の取組スケジュールを示し、毎年度更新を行う運用とされています。
- 市においても、国との整合を図りながら、DXを推進していくため、国の計画の考え方を踏まえて次期計画を策定します。

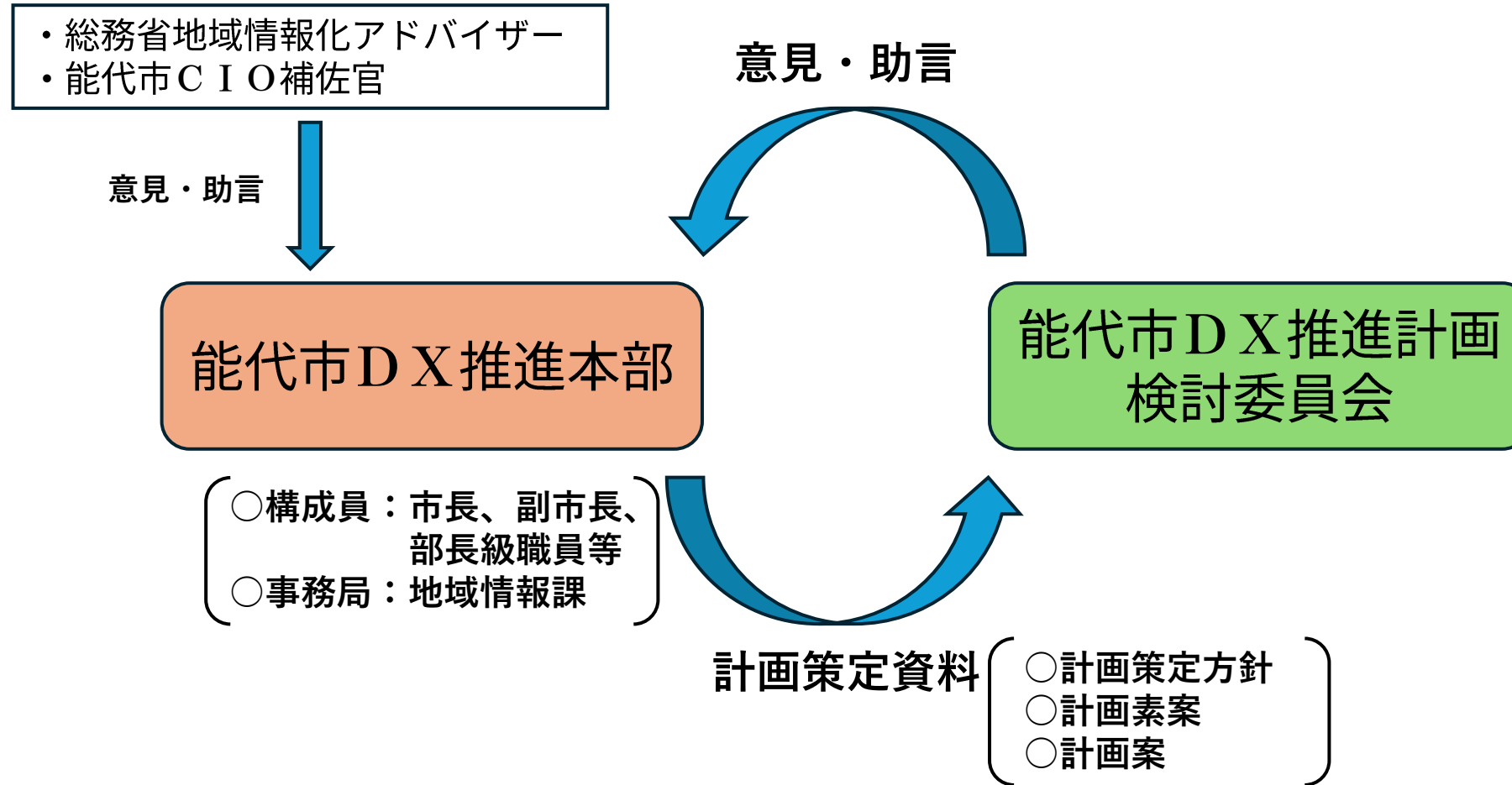
6．議事 (1)次期計画策定の進め方について

次期計画の体系

- 現行計画では、計画本体と施策集を別冊で管理しています。
- 次期計画では、基本理念から具体的な取組、目標及び進捗管理までを一体的に整理し、分かりやすい計画体系とします。
- また、国の計画と同様に、毎年度の見直しにより施策の追加や見直しを行うことができる体系にします。
- これにより、国の重点取組事項を適切に反映するとともに、新たなデジタル技術や行政課題に対応できる計画体系とします。

6. 議事 (1)次期計画策定の進め方について

計画策定体制



6．議事（1）次期計画策定の進め方について

検討委員会等のスケジュール

検討委員会等	開催日時等（予定）	内 容
第1回	令和8年6月30日 （本日）	・ 計画策定の進め方について ほか ・ 自治体DXの専門家による基調講演
第2回	令和8年9月下旬	・ 計画策定方針について
第3回	令和8年11月下旬	・ 計画素案について
パブリックコメント の実施	令和9年1月	・ 意見募集期間は1か月間を予定
第4回	令和9年3月	・ 計画案について
計画策定	令和9年3月	・ 計画決定、公表

6. 議事 (2) 現行計画期間中の取組について

主な取組

	取組事項	成果等
R7までの取組	・ マイナンバーカードの普及促進 ・ オンライン申請手続きの拡大 ・ コンビニ交付の導入 ・ 生成A Iの業務利用促進 ・ 情報システムの標準化 ・ 文書管理・電子決裁システムの導入	→ 保有率を83.7%(R8.4)とした → 手続きを18件(R4.8)から151件(R8.3)まで拡大 → 住民票と印鑑登録証明書がコンビニ交付可能 → 活用モデルを庁内展開 → 国のスケジュールに基づき対応完了 → 令和8年度より運用開始、文書のペーパーレス化を推進
R8中の取組	・ 防災アプリの導入 ・ 公式LINE ・ 施設予約システムの導入	→ 令和8年5月から運用を開始 → 機能強化に取組中 → 令和10年4月から全施設での導入を目指し業務の整理や機能選定に取組中

7. 基調講演

7. 基調講演

講演について

講師：総務省地域情報化アドバイザー 白井 芳明 氏

題目：「自治体D X 庁内の取組が住民の満足につながる
～実感できるD Xへ～」

7. 基調講演

講師紹介 しらい よしあき 白井 芳明 氏

所属・役職	・株式会社つうけん ITB事業部マーケティング部長 ・栗山町CIO補佐官 ・国立大学法人室蘭工業大学 デジタルキャンパス推進室CDO補佐官 ・（総務省）地域情報化アドバイザー ・（総務省）経営と財務マネジメント業務アドバイザー ・（デジタル庁）デジタル推進委員 ・（デジタル庁）Well-being指標利活用ファシリテーター
略 歴	・1988年～ <u>NTT、NTT東日本</u>にてネットワークSEとして企業ネットワークやインターネットバックボーンの構築に従事 ・2010年～ <u>(株)HARP（北海道庁の第3セクター）</u>にて共同アウトソーシング、自治体業務の標準化、自治体システム共同化に従事 ・2023年～ <u>(株)つうけん</u>にて自治体DX支援事業に従事
これまでの 経験業務・ 研究活動等	・自治体クラウド、マイナンバーカード普及促進、ICT・DX推進計画策定支援、DX研修（DX全般、人材育成、機運醸成、ワークショップ、POC） ・北海道個人情報保護審査会委員、北海道デジタル推進アドバイザー、北海道標準化支援業務アドバイザー

8．その他

9．閉会